

平成27年8月12日

明石市長 泉 房穂 様

地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会
委員長 明石 純

意見書

地方独立行政法人明石市立市民病院の中期目標期間終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第31条第2項の規定に基づく地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

この度、第1期中期目標期間の業務実績に関する平成26年度までの暫定評価を行った結果、「中期目標・中期計画の達成にはやや遅れている」と判断した。

急速な少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、今後必要とされる医療や介護、その他サービスと密に連携して提供するなど、地域包括ケアシステムのなかで中核となるべき市民病院の役割は極めて重要であるなか、市民に対して提供する医療機能や質の向上については、一般的に計画どおり、項目によってはそれ以上に進んでいる。

しかしながら、医療を取り巻く環境が厳しいなか、業務運営の効率化に向けた取組に遅れが生じ、結果として安定した経営基盤の確立に至っていないことから、全体評価として「やや遅れている」という結果となった。

上記の評価結果を真摯に受け止めて法人化した意義を再度認識し、財務の健全化及び自立化に向けて、人事給与制度や購買制度などの構造改革を進めるとともに、業績管理体制を強化することを前提とし、次期中期目標期間に進むべきであるという意見としたい。

1 法人継続の前提条件として、財務的に持続可能とするために重点的な取組が必要な事項

- ・診療体制充実のため医師の確保に努めること
- ・人事及び給与制度の早期整備を図ること
- ・購買システムの改革等による経費削減を進めること
- ・経費支出の適切なコントロール体制を強化すること
- ・医療機器や設備整備の投資に際しては、採算性と効率性を事前に十分検討すること
- ・上記の取組が可能となるように、管理事務職の人材登用及び意識改革、人材育成を強化すること
- ・病床利用率を高めるとともに、手術の増加などにより入院単価を向上させ、安定した収入を確保するために、全職員が一丸となって取り組む体制をさらに強化すること

2 市民病院としての役割を遂行するために継続して取り組むべき事項

- ・ 地域医療構想のなかで市民病院としてどのような医療を担っていくのか、病床数、病床区分及び医療内容等について方向性を確定すること
- ・ 一般急性期病院としての総合的医療及び救急医療の充実を図るとともに、その他の診療科や医療機能についても必要に応じて整備を図ること
- ・ 明石市の特性にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民病院が医療の分野における主導的役割を果たすよう努めること
- ・ 引き続き理事長及び理事会が組織運営を主導するとともに、医療職を含めた中間管理職がマネジメント能力を発揮するように努めること
- ・ 医療職が能力を最大限発揮できるよう、医療支援部事務職の人材開発と活用に引き続き努めること

3 次期中期計画への要望事項

- ・ 市民のための病院としての機能と質を維持向上しながら、財務的な自立を重視した計画にすること
- ・ 財務的目標と診療実績目標、人件費・材料費・経費等及び活動計画の整合性が取れた計画にすること
- ・ 次期中期目標期間及び可能な範囲でそれ以降も含めた期間における投資計画を中期計画に含めること
- ・ 市民への説明責任の観点から、単なる活動実績だけでなく成果を客観的に示すことができるよう目標設定を工夫すること